

議案第 号

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年(2015年)11月 日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を	0.88

	除く。)	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88

国民年金等改正法附則第 8 7 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 8 0
国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 8 0
国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 9 0

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 7 3
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 6
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 2 4 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0. 8 8
旧船員保険法による障害年金	0. 7 5
旧厚生年金保険法による障害年金	0. 7 5
旧国民年金法による障害年金	0. 8 9

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例附則第 5 条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）並びに休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号。以下「平成 2 4 年一元化法」という。）第 2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚

生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に

規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく年金たる補償(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)及び旧条例の規定に基づく休業補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき理由の生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。



議案第 号

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表
(改正案)

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
	障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74

	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)	0.80
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
	又は国民年金法による寡婦年金	
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

- 2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

(現行)

(他の法令による給付との調整)

- 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)	0.75
--------	--	------

	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)	0.89
	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下「遺族厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.80
	遺族厚生年金(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86

障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)

0.88

平成27年9月30日

各都道府県総務部（局）長 殿
（市町村担当課、区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の施行による地方公務員災害補償法施行令の一部改正について（通知）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）が平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されることに伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号。以下「改正令」という。）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下「経過令」という。）が平成27年9月30日付けで公布されました。

これらの改正令及び経過令においては、関連する諸政令について所要の規定の整備を併せて行うこととしており、改正令第8条において地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号。以下「施行令」という。）の一部改正が行われました。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

なお、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）及び一部事務組合等に対しても、周知くださるようお願いします。

記

1 改正内容

施行令附則第3条及び第3条の2においては、年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）及び休業補償について、当該補償の受給権者に、同一の事由により厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合に調整を行うことを規定している。

一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、旧共済組合員期間を有する者が一元化法の施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、施行令附則第3条及び第3条の2について、次のとおり必要な改正を行う。

- (1) 一元化法附則第41条第1項及び第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金（追加費用対象期間のある共済年金）については、厚生年金として調整の対象とすること（改正令による改正後の施行令（以下「改正後施行令」という。）附則第3条及び第3条の2関係）
- (2) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第46条及び施行令第10条の規定により加算することとされた額については、調整の対象とならないよう、当該加算額を考慮した調整率を新たに規定すること（改正後施行令附則第3条第1項関係）
- (3) その他、所要の改正を行うこと

2 経過措置

- (1) 改正令の施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によること（経過令第178条第1項関係）
- (2) 公務若しくは通勤による傷病の初診日が改正令の施行日前にあり障害認定日が改正令の施行日以後にある場合において、障害厚生年金及び障害補償年金が支給されるときには、当分の間、施行令附則第3条第1項の規定を適用しないこと（障害補償年金を減額しない。遺族補償年金についても同様の考え方による。）（経過令第178条第2項関係）

3 施行期日

平成27年10月1日

4 非常勤職員の取扱いについて

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」（昭和42年9月1日付け自治給第56号）及び「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年11月27日付け自治給第84号）の一部改正（案）を添付しましたので、実務の参考としてください。

5 その他

留意事項等について、本通知と同日付けの事務連絡を実務の参考としてください。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係

担当：田島係長、上田事務官、正木事務官

電話：03-5253-5560（直通）



(別紙)

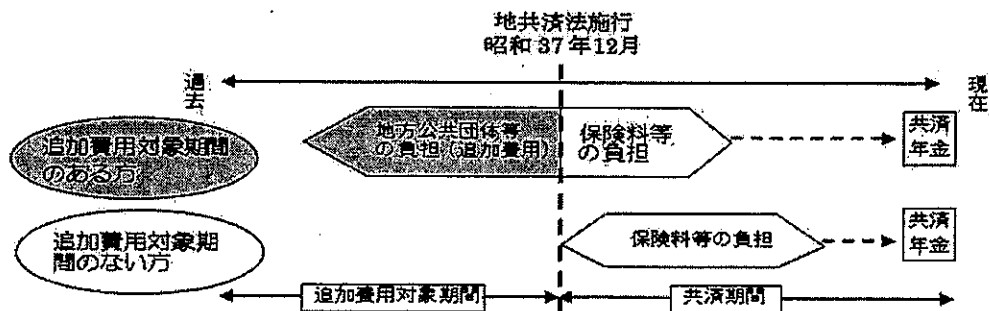
一元化法の施行日（平成 27 年 10 月 1 日）以降の施行令附則第 3 条及び第 3 条の 2 の規定による年金たる補償と年金たる給付との併給調整に係る留意事項等

第 1 対象となる年金たる給付の種類の種類

本規定について、一元化法の施行に伴い、共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されるため、現行制度には規定のなかった厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4に規定する障害基礎年金を除く。）と傷病補償年金又は障害補償年金が同一の事由により支給される場合、厚生年金保険法の規定による障害厚生年金と傷病補償年金又は障害補償年金が同一の事由により支給される場合及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4に規定する障害基礎年金を除く。）と傷病補償年金又は障害補償年金が同一の事由により支給される場合の調整率を新たに規定するものである。

また、一元化法附則第 41 条第 1 項及び第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金とは、追加費用対象期間を有する者（国家公務員共済制度創設（昭和 34 年）又は地方公務員共済制度創設（昭和 37 年）以前に在職期間のある者）が一元化法施行後に新規裁定される共済年金のことをいう。

追加費用対象期間を有する者の特例による障害共済年金は、厚生年金・共済年金と同様の性質を有するため、これらと併給調整をしている給付については、これらの障害共済年金も併給調整の対象とするものであり、遺族共済年金においても同様の取扱いをする。



※国家公務員等共済制度が適用されていた方は昭和34年以前、沖縄の年金制度が適用されていた方は昭和41年以前になります。

第 2 特殊公務災害加算に係る併給調整

○今回の政令改正により、特殊公務災害加算に係る調整規定を置いた理由について

本規定について、一元化法施行後、同一の事由により年金たる補償と年金

たる給付が支給される場合の調整にあたり、関係省庁間での協議において、特殊公務災害加算部分を減額調整の対象としないこととしたいという協議結果を踏まえ、法第46条及び法施行令第10条に規定されている特殊公務災害と認定された場合に使用する新たな調整率を規定するものである。

そのため、一元化法施行後の併給調整の調整率について、特殊公務災害の場合に従来の調整率を使用して年金たる補償から減額すると減額部分が大きくなることから、従来の調整率から割り戻した率を規定することとする。

※ 特殊公務災害における一元化法施行前と施行後の併給調整について

- ①一元化法施行前：同一の事由での年金たる補償と共済年金との併給調整の場合、共済年金から支給停止される。
- ②一元化法施行後：基本的には、同一の事由での年金たる補償と年金たる給付との併給調整の場合、年金たる補償から減額される。

○併給調整の調整率の算定の根拠について

妻一人、子供二人の標準家族（遺族）について、本人が殉職しなかったとしたら、稼得し得たであろう額から本人分を除いた額を補償の最高限度額とみて、次の算式により算出したものである。

50		+	50		×	≥		(加算率をxとする。)	
100			100			100		×	
								3	
								4	
(標準遺族に対する現行の支給額)			(特殊公務災害加算分)			(本人死亡による扶養生計費1人分を除いた生計費＝遺族補償の最高限度額)			
						x ≤ 0.5			

この算式により得た100分の50を他の場合の遺族補償及び障害補償についても特殊公務災害加算率としたものであるが、障害補償のうち1級及び2級に係るものについては、法の別表に定める日数（1級は280日、2級は248日）のうち、219日（労働能力の全部喪失とみられる3級に対応する日数）を超える分の補償が介護料的性格を有しているとみられるので、介護料部分を加えて逆算した結果、最終的に障害等級1級について100分の40、2級について100分の45という加算率を得たものである。

上記の方法で導き出した特殊公務災害加算率を用いて調整率を割り戻して算出しているため、障害等級が低い場合、加算率は高くなる傾向が見られる。

第3 支給調整の対象となる時期

本規定における年金たる補償及び休業補償の支給調整の対象となる時期について、次のとおり例示する。

- (1) 年金たる補償の場合、8月・9月分として補償額が決定され、一元化法の施行日をまたいで、10/15に支給された場合、施行日後であっても実質施行日前の分であるため、なお従前の例により旧調整率で補償額の計算がされる。
- (2) 休業補償の場合、1日単位で補償額の決定をするため、9/30分の休

業補償が10/1に支給される場合、施行日後であってもなお従前の例により旧調整率で補償額の計算がされる。

第4 端数処理

本規定において、改正後の施行令附則第3条第1項の規定により厚生年金等との併給調整を行う場合は、調整前の年金たる補償の年額に調整率を乗じた後、法第39条の2による端数処理を行うものである。

なお、特殊公務災害に該当している場合も同様の端数処理を行うものである。

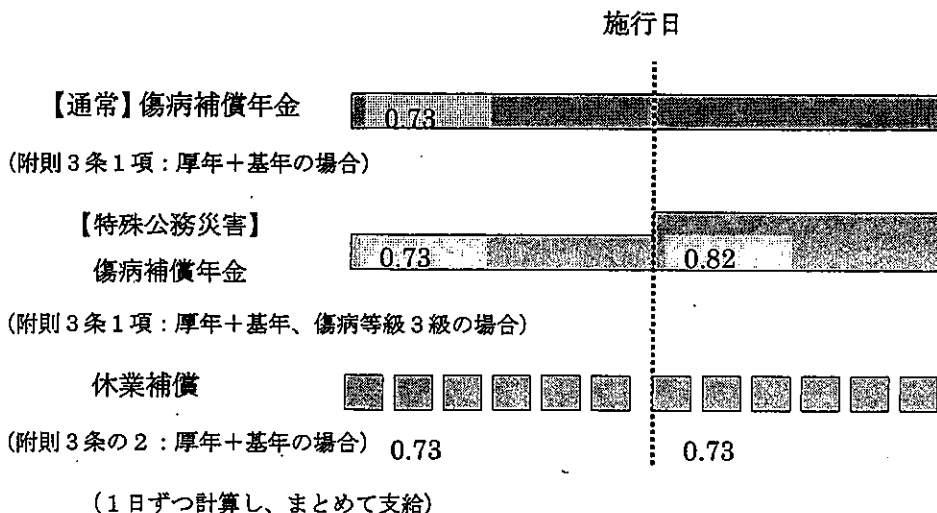
※地方公務員災害補償制度において、法第39条の2により年金たる補償の額について100円単位（50円未満の端数を切り捨て、50円以上の端数を100円に切り上げ）で端数処理することが規定されている。

第5 経過措置（第1項）

本規定において、一元化法施行日を境に調整率の適用関係を規定するものである。施行日以後に支給が決定され、支給される年金たる補償については、改正後の施行令附則第3条の調整率を用い、初診日の概念のない休業補償も、1日単位で補償額が決定されるため、施行日以後の支給額については同様に改正後の施行令附則第3条の2の調整率を用いる。

一元化法施行日前において、支給が決定している年金たる補償及び初診日が施行日前にあり認定日が施行日以後にある年金たる補償と共済年金との併給調整については、一元化法附則第61条及び法附則第60条により、改正前地共済法の規定により共済年金の職域加算額の一部を支給停止することになる。

一元化施行日前に支給決定された休業補償については、なお従前の例により、旧法の国民年金の障害基礎年金との併給調整が行われ、共済年金との併給調整は調整の規定が現行制度にないため、併給調整は行われない。

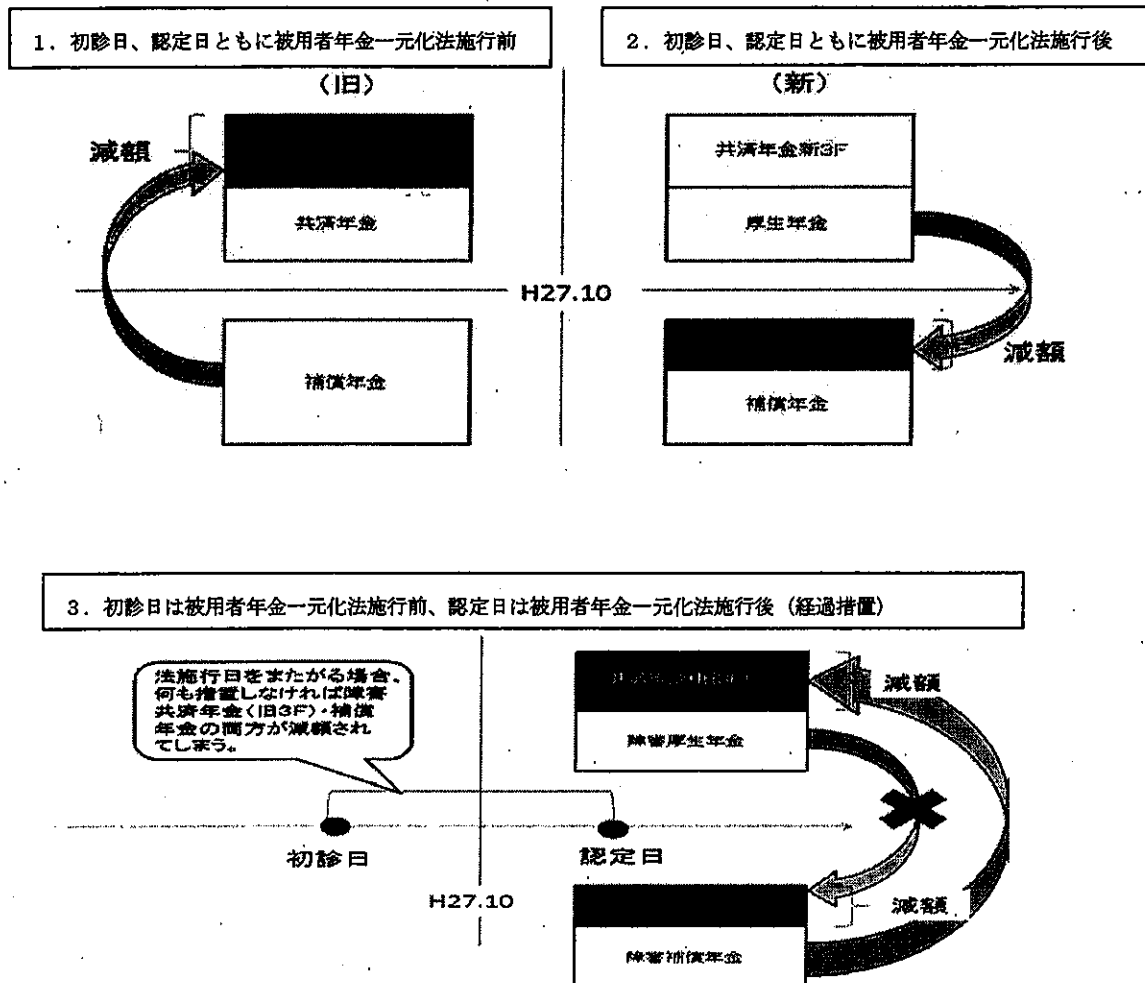


第6 経過措置（第2項）

本規定は、一元化法の施行に伴い、障害に係る傷病の初診日が施行日前にあり障害認定日が施行日以後にある場合について、年金たる給付と年金たる補償との調整を行うことを規定している。

公務若しくは通勤による傷病の初診日が施行日前にあり障害認定日が施行日以後にある場合に、厚生年金保険法による障害厚生年金（2階部分）が支給されることとなり、さらに法による障害補償年金も支給される場合には、障害厚生年金及び障害共済年金（改正前地共済法による障害共済年金の職域加算額である3階部分）と障害補償年金との間で二重に調整されることとなる。

そのため、このような場合には、当分の間（改正前地共済法による職域加算額が支給される間）、障害厚生年金と障害補償年金との間の施行令附則第3条第1項の規定を適用しない（障害補償年金は減額しない）こととするものである（遺族補償年金についても同様の考え方による）。



第7 経過措置（休業補償）

本規定について、一元化法施行後に障害厚生年金及び旧職域加算額（公務による障害共済年金）が支給される対象者についても、あくまで厚生年金が支給され、厚生年金保険法が適用されることから、地方公務員災害補償法と厚生年金保険法との関係で減額規定を適用することが原則であるため、休業補償に関して経過措置規定を置かないものである。

※ 障害厚生年金＋旧職域加算額（公務による障害共済年金）と傷病補償年金の間で経過措置が置かれたことが、二重に減額されるという著しい不利益改正となり、あくまで例外的なものである。そのため、旧職域加算額（地共済法）と休業補償（地公災法）では、特段減額規定は働かず、原則を覆して例外を措置するほどの理由はないと解される。

第8 計算例（特殊公務災害加算分）

○他の法令による給付との調整を行う場合（昭和60年10月以降）

法第28条の2第2項、第29条第3項文は第33条第1項及び第2項の規定による額に法附則第8条第1項の規定により施行令で定める率を乗じて得た額について100円未満の端数処理を行う。

（例）障害補償年金の場合（障害等級が第1級に該当）

加算率 40/100、併給調整率 0.81、支給額 平均給与額の313日分

平均給与額：18,000円とする

※年金たる給付：障害厚生年金と障害基礎年金を受給中

各支払期月に支払う年金の額（調整前の年額）

$$= [18,000 \times 313 \text{ 日} \times (1 + 40/100)] \times 2/12$$

併給調整後の額

$$= [1,314,600 \text{ 円} \times 0.81]$$

※【 】内で100円未満の端数処理（法第39条の2による）を行う。

第9 その他

○「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」においては、私立学校教職員共済法・旧農林共済法についても併給調整の対象外となっており、施行令とは調整対象に差異が見られる。これら（私立学校教職員共済法・旧農林共済法）について、施行令では記載していない理由について

前提として、地公災法において、国共済法及び地共済法の規定による障害共済年金が支給される場合に、調整を行わないこととされている（法附則第8条、施行令第3条）のは、国共済法又は地共済法において、地公災法等と併給される場合の調整措置がとられており、改めて公務災害諸法において、共済年金と

の調整措置を講ずる必要がないことによるものである（国共済法第 87 条の 4、地共済法第 95 条）。

私立学校教職員共済法第 25 条及び農林漁業団体職員共済組合法第 45 条の 6 の規定により、労災保険法との調整規定はおかれているものの、地公災法等の公務災害との調整措置はとられておらず、これらの共済年金との調整については、公務災害補償諸法において、調整を行う必要があるため。

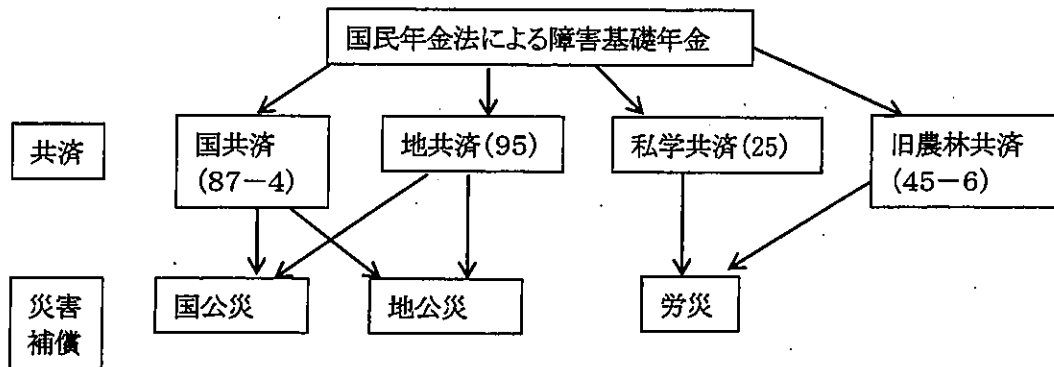


図 各共済法と災害補償諸法との併給調整の関係性について

一元化に伴う給付調整のイメージ

併給の場合に、調整が必要となりますが、そのパターンが下図のように変わります。

～H27.9.30

H27.10.1～

